



佐賀県公報

平成16年
2月13日
(金曜日)
第 12416号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(九五・河川砂防課)	一
◎	(九六・)	一
◎	(九七・)	二
◎	(九八・)	二
◎	(九九・)	三
◎	(一〇〇・)	三
◎	(一〇一・)	三
◎	(一〇二・)	四
◎	(一〇三・)	四
◎	(一〇四・)	五
◎	(一〇五・)	五
◎	(一〇六・)	五
◎	(一〇七・)	六
◎	(一〇八・)	六

○ 告 示

●佐賀県告示第九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、佐賀土木事務所及び富士町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

谷田地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	佐賀郡	富士町	小副川	大佐古	三七一番一
二	"	"	"	"	三七三番一
三	"	"	"	外土	一六七番一
四	"	"	"	"	一七三番三
五	"	"	大佐古	"	三二三番一地先道路
六	"	"	"	"	三四九番一
七	"	"	"	"	三五九番三
八	"	"	"	"	三七四番四

●佐賀県告示第九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、佐賀土木事務所及び富士町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

大野原地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結

んだ線及び標柱八号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	佐賀郡	富士町	小副川	大野原	四二二一番一
二	"	"	"	"	四二三八番一
三	"	"	"	"	四一八六番
四	"	"	"	"	四一七三番一
五	"	"	"	"	四〇八七番七
六	"	"	"	"	四一〇一番一
七	"	"	"	"	四一六五番
八	"	"	"	"	四二〇〇番一

●佐賀県告示第九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

浦地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱十一号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	大字	字	地番
一	唐津市	浦	浦川内	六九三六番二

二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
六九〇三番二	六八九四番	六九五五番二	六九七四番三	六九七五番二	六九七五番二	六九七五番二	六九七五番二	六九四二番一	六九三七番

●佐賀県告示第九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

神集島第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	大字	字	地番
一	唐津市	神集島	石原	二三三〇番地先道路

九	八	七	六	五	四	三	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二三三〇番二地先道路	二二三二七番二	二二三二五番	二二三二三番一地先道路	二四六一番	二四四五番	二三四一番四	二二三三二番三

●佐賀県告示第九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び浜玉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

玉島地区(追加)

次に掲げる地番の土地に存する標柱十号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十七年佐賀県告示第六百三十九号）の第五号（以下「既指定」という。）に規定する標柱三号とを直線で結んだ線、既指定に規定する標柱三号と既指定に規定する標柱二号とを直線で結んだ線及び既指定に規定する標柱二号と標柱十号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
十	東松浦郡	浜玉町	南山	玉島	二二七五番一

●佐賀県告示第一百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び浜玉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

野田地区(追加)

次に掲げる地番の土地に存する標柱六号から標柱八号までを順次直線で結んだ線、標柱八号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十七年佐賀県告示第六百三十九号）の第八号（以下「既指定」という。）に規定する標柱二号とを直線で結んだ線、既指定に規定する標柱二号と既指定に規定する標柱一号とを直線で結んだ線及び既指定に規定する標柱一号と標柱六号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
八	〃	〃	〃	原	一〇九五番
七	〃	〃	〃	〃	一八〇四番一
六	東松浦郡	浜玉町	東山田	和田	一八一七番

●佐賀県告示第一百一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七

号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び七山村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

上組地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	東松浦郡	七山村	藤川	中原	一九九四番一
二	"	"	"	"	一九九四番一
三	"	"	"	"	一九七九番一
四	"	"	"	深迫	一一二三番一 地先道路
五	"	"	"	"	一一二三番一
六	"	"	"	中原	一九六七番一

●佐賀県告示第百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び七山村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

藤川地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	東松浦郡	七山村	藤川	堂原	二七三五番九
二	"	"	"	"	二七二一番
三	"	"	"	"	二七一六番
四	"	"	"	迫ノ上	二六五四番二
五	"	"	"	大前田	二七七七番
六	"	"	"	堂原	二七五四番五

●佐賀県告示第百三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、伊万里土木事務所及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

鳴石地区（追加）

次に掲げる地番の土地に存する標柱九号と標柱十号とを直線で結んだ線、標柱十号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和五十八年佐賀県告示第九百十七号）の第二号に規定する標柱八号（以下「標柱八号」という。）とを直線で結んだ線、標柱八号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和四十八年佐賀県告示第百五十五号）の第八号に規定する標柱二号（以下「標柱二号」とい

う。)とを直線で結んだ線及び標柱二号と標柱九号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	地番
九	伊万里市	山代町	峰	六五〇四番六
十	"	"	"	六四〇五番一地先道路

●佐賀県告示第四百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び嬉野町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

岩ノ下第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	藤津郡	嬉野町	吉田	十郎丸	乙六九二番一
二	"	"	"	"	乙六八三番
三	"	"	"	"	乙六三〇番
四	"	"	"	榎坂	乙一一〇四番
五	"	"	"	"	乙一一二六番一
六	"	"	"	"	乙一一三〇番一

七	"	"	"	乙二一四五番一
八	"	"	十郎丸	乙六七一番

●佐賀県告示第四百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

川内地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	藤津郡	太良町	糸岐	小平	六六二五番二
二	"	"	"	"	六六二三番三
三	"	"	"	川北	一一二四〇番
四	"	"	"	"	六一〇番
五	"	"	"	"	一一〇五番
六	"	"	"	"	一二四九番

●佐賀県告示第四百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)

号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

川内第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	藤津郡	太良町	糸岐	川北	一一〇二番一
二	〃	〃	〃	〃	六一一番
三	〃	〃	〃	〃	六一七番
四	〃	〃	〃	〃	六二一番一
五	〃	〃	〃	〃	六二二番二
六	〃	〃	〃	〃	一一六三番一

●佐賀県告示第七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

波瀬ノ浦第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	藤津郡	太良町	糸岐	破瀬浦	三四三四番二
二	〃	〃	〃	〃	三四七番二
三	〃	〃	〃	〃	三四六九番二
四	〃	〃	〃	〃	三四六五番
五	〃	〃	〃	〃	三三一八番
六	〃	〃	〃	〃	三四三五番一

●佐賀県告示第八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、鹿島土木事務所及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

佐賀県知事 古川 康

広江地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	藤津郡	太良町	大浦	広江	丁一六八四番二

九	八	七	六	五	四	三	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
丁一六九〇番	丁一六九七番一	丁一六九七番七	丁一七〇四番九	丁一七〇六番一九	丁一七一五番一	丁一七二二番一	丁一六八六番一

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年二月十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所
発行定日 毎週月水金曜日
西印刷企画(株)